

税務キヤッチ・アップ

所得税関係

個人事業者が加入する個人型確定拠出年金の留意点

1 はじめに

平成29年1月から個人型確定拠出年金制度が改正され、テレビCMなどで広報されていることから制度への加入の是非について小規模の個人事業者、フリーランサー等から問合せが増えている。個人事業者は国民年金法上第1号被保険者となり、40年間満額を納付した場合でも国民年金額は年間約78万円と最低限の給付額である。リタイヤ後の生活資金を確保するためにも、個人型確定拠出年金への加入は有益であると考えられる。

本稿では、退職金が支給されない個人事業者が退職金制度として活用している小規模企業共済と個人型確定拠出年金を併用した場合の留意点について説明する。

2 小規模企業共済

個人事業主が小規模事業を廃止等した場合に、それまで積み立てた掛金に応じた共済金を受け取る制度である。

- ・掛金（上限は7万円）：全額所得控除
- ・一括共済金：退職所得
- ・分割共済金：公的年金等の雑所得
- ・支給時期：事業を廃止したとき又は65歳以上（180か月以上掛金払込み済の場合）

3 個人型確定拠出年金

- ・掛金（自営業者の上限は6万8,000円）：全額所得控除
- ・一時共済金：退職所得
- ・分割共済金：公的年金等の雑所得

- ・支給時期：原則60歳だが70歳まで延期可能

4 一時金を受け取る場合の留意点

小規模企業共済金を一括で受け取る場合には、退職手当等とみなす一時金（施行令72）となるため、退職所得の計算は、（収入金額－退職所得控除額（共済加入期間））×1/2＝退職所得となる。この際に退職所得控除額は加入期間Aが20年以下の場合はA×40万円、20年を超える場合には800万円＋70万円×（A－20年）となるが、前年以前4年以内に支払われた他の退職手当等がある場合には、その前の退職所得を計算した際に使用した加入期間は除いて退職所得控除額を計算することになる。

また、個人型確定拠出年金を一時金で受け取る場合も同様に退職所得控除の規定は適用されるが、「確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金の支払を受けた年分の前年以前14年内」に支払われた他の退職手当等がある場合、その前の退職手当等の加入期間との重複期間を除いて退職所得控除額を計算（施行令70②）することとなる。

具体的には、個人型確定拠出年金の一時金を65歳で受け取り、小規模企業共済の一時金を70歳で受け取る場合には各年の退職所得の計算上、それぞれの掛金の払込期間（加入期間）の全期間を退職所得控除額として計算することができる。しかし、小規模企業共済の一時金を65歳で

受け取り、個人型確定拠出年金の一時金を70歳で受け取る場合には、その2度の受取りの間が14年空いていないために、各年の退職所得の計算上、先に受け取る小規模企業共済の一時金については払込期間（加入期間）の全期間を退職所得控除額として計算することができるが、後で受け取る個人型確定拠出年金の一時金については払込期間（加入期間）のうち小規模企業共済の払込期間（加入期間）と重複した期間は除いて退職所得控除額を計算しなければならない。

5 おわりに

小規模企業共済と個人型確定拠出年金を併用して加入する場合、掛金の支払時に最大で年間165万6,000円（（月額7万円＋月額6万8,000円）×12か月分）を所得から控除することで所得税の節税効果が得られるが、受取り時に退職所得扱いとなるメリットを享受するには、先に確定拠出年金からの一時金支給を受けた後に4年の間において、小規模企業共済の一時金を受け取る必要がある。また、個人型確定拠出年金は、分割で受け取ることも可能であることから、一時金の重複を避けるために、60歳から5年間の有期年金として、雑所得の公的年金等控除額（70万円）の適用を受けることも検討すべきだろう。

（右山研究グループ
税理士 宮家 一浩）